

24hours 365days  
**スマサポ  
クラブ**





「スマサポクラブ」は、入居者の皆様の心配ごとを解決する"入居安心サービス"です。カギの紛失や水まわりのトラブル、ガラスを割ってしまったりといった生活する中での建物や設備に関するトラブル、病気やケガなどのご相談や医療機関のご案内。また、訪問販売や通信販売などのセールスに対する生活相談、入居者の安否確認などにも対応する、入居者の方々のための安心サポートシステムです。



24時間・365日出動対応

## 出動サポート

24時間・365日、駆け付け・出動により、ご入居者様のトラブルを解決いたします。

### ※無償範囲と有償範囲について

- 無償範囲—基本料金・出張料金・作業料金・時間別料金・60分以内の作業
- 有償範囲—60分以上の超過作業(10分につき特別1,000円)・特殊作業・部品代—入居前もないトラブル・経年劣化はご相談の上、管理会社様・家主様へご連絡させていただきます。



### カギのトラブル

例えは—

- カギを紛失して家に入れない!
- 外出先にカギを忘れてきてしまった!
- 自動車で家のカギをインロックしてしまい自宅に入れない!

※伝言・住所が不明な場合と一部する部材取付等の追加料金等の発生が必要です。  
※古いカギの複製はいたしません。※マンションのオートロックは作業対象外となります。



### 水まわりのトラブル

例えは—

- 蛇口からの水漏れ! ■トイレのタンクが故障して水が出ない!
- 台所の詰まりで水が流れない!
- 洗濯機の蛇口を接続してほしい!



### ガラスのトラブル

例えは—

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※地震や天災等が理由で、当日の出動ができません場合がございますので、予めご了承の程お願いいたします。



### パソコンのトラブル

例えは—

- ウイルスに感染している?
- パソコン用語が分からないので教えてほしい!
- インターネットやメールのやり方が分からない!

※駆け付けサービスは9:00—20:00の対応となります。※こちらのサービスは有料での駆け付けとなります。



通常金額から  
**5,000円引**  
で対応いたします。  
専門スタッフによる  
電話相談も対応します。

24時間・365日対応  
受付コールセンター

 0120-3910-99

24時間365日対応

# セコムの安心駆けつけサポート

マンション敷地内に不審者がいた場合、セコムが駆けつけ、対応するサービスです。

セコムの緊急対応員が、最寄りの緊急発進拠点から現場へ急行。不審者に対し、適切に対処します。

セコムの  
現場急行料金

利用者負担 **¥0**

- 24時間365日受付対応
- 敷地内の不審者に対し、セコムの緊急対応員が、適切に対処
- 必要に応じ、110番・119番に連絡

ご入居者様



※上記の駆けつけサービスは、セコム株式会社が提供します。  
 ※セコムの現場急行料金10,000円は、(株)スマサポが負担します。

## お客様の声

旅先から帰宅した時に、カギを紛失していることに気付き、サービスを利用しました。加入していて良かったと感じています。  
 (30代:単身:男性)

引っ越したばかりで近隣の情報が全く分からない時に相談しました。親切に病院やホームセンターの場所を教えて頂き、とても助かりました。  
 (30代:既婚:女性)

加入当初は使うことはないかと思っていましたが実際にトイレが詰まってしまい、迅速で丁寧な対応を頂き、本当に助かりました。  
 (20代:単身:女性)



# 相談サポート

暮らしのお困りごと、  
お気軽にご相談下さい!

※ 受付時間と有償範囲について

- 有償範囲：電話での相談
- 有償範囲：紹介先での施設利用



## 近隣情報のご案内

例えば

- 引越したばかりで近くのホームセンターの場所が知りたい!
- 病院の連絡先が知りたい!
- 最寄りの駅が知りたい!
- 近くに子供が遊べる大きな公園があるか知りたい!



## 健康・医療

例えば

- 不意なケガの応急処置はどうすればいいの?
- 急な発熱、とりあえずどうしよう?
- 栄養に関する食事の相談。

※ 当行でも対応いたします。 ※ 個別の相談は有料となります。  
※ ご案内・ご紹介の対応時間については別途ご相談下さい。



## ダイヤル案内

例えば

- 訪問販売がしつこくて、つい契約をしてしまった!
- 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当行での対応はいたしません。 ※ 個別の相談は有料となります。  
※ ご案内・ご紹介の対応時間については別途ご相談下さい。



## ガス・給湯器のトラブル

例えば

- お風呂のお湯が出ない!
- コンロが点火しない!

※ 緊急の一次対応であり、最終の修理等はガス会社の対応となりますので、対応できかねる場合がございます。  
※ 最終の修理やガス漏れの場合は、警視庁へご連絡して下さい。



## 電気のトラブル

例えば

- ブレーカーが落ちた!
- TVが映らない!

※ 初期の電気トラブル(電球切れ・コンセントの接触不良・配線トラブル)の対応は無料となりますが、対応できかねる場合がございます。  
(例) 電気工事士の派遣・修理・配線工事等の対応となります。  
※ ブレーカーの交換や配線工事・照明器具の取り付け等は、別途料金にて承っております。



## バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら! 同じ部屋に住み続けるのは不安だ  
と言う方のために**再入居費用 10万円補償**または、引越できない場合、**セキュリティ商品 10万円補償**のどちらかから選ぶことができます。

### 引越費用サポート

再入居費用として  
**10万円**のお見舞金を  
お支払いします。

### セキュリティサポート

同物件・同室の  
セキュリティ強化として、  
セキュリティ関連商品を  
**10万円**負担します。

**10万円  
補償!**



# 優待サービス

海外・国内旅行を通常料金より  
さらにお得にご利用いただけます。



## お申し込み方法は…

海外・国内旅行優待サービスご利用時

(お問い合わせ)

(会員確認など)

### 1. 商品選択

対象旅行商品のパンフレットを旅行代理店などで入手して下さい。



### 2. クラブ エスパスへ お電話

会員フリーダイヤルでスマサポクラブ会員の旨および会員氏名などをお伝えください。  
※特典対象旅行パンフレットおよび割引率などのご照会条件は会員フリーダイヤルまたは会員専用サイトでご確認ください。

☎0120-81-7710

土・日曜日および特定期間を除く9:00~17:00

### 3. クラブ エスパスより ご確認

ご利用対象者(ご本人・同行者)確認と特典対象の可否・割引率およびお申し込み内容を確認させていただきます。  
※お電話の際は必ずスマサポクラブ会員様(本人)が行ってください。  
※旅行開始前にも同サービスを確認されます。



(お申し込み・ご契約)

(お支払い)

### 4. 提携旅行代理店との ご契約

提携旅行代理店が、Eメールやお電話またはFAX等で会員様にお申し込み内容や予約状況などの確認後、会員様と旅行契約を締結させていただきます。



### 5. 提携旅行代理店へ お支払い手続き

提携旅行代理店からご請求書が送られますので旅行代金をお振り込みください。



### 6. チケットの到着

提携旅行代理店より、旅行関連書類が会員様へ送られてきます。提携旅行代理店のお取扱い旅行商品の基本旅行代金が**3~10%**の割引補助でご利用いただけます。



## スマサポクラブ専用サイト

ウェブサイトからお申し込みいただける  
国内・海外ホテル、レンタカーやカラオケルーム、シネマなど  
多彩なサービスメニューをご用意しております。



スマサポクラブ会員  
専用サイト



<http://www.sumasapo.co.jp/member.php>

スマサポ × CLUB SPASS



※サイトイメージ

※既に旅行代理店や宿泊施設等に仮予約も含むお申し込みをされている場合、特典の適用がありませんのでご注意ください。  
※サービス・特典のご利用には、CLUB SPASSを運営するCSプライマリー株式会社様が規定する一定の条件があります。ご利用前に会員専用サイトまたは会員フリーダイヤルでご確認ください。  
※メディア掲載・頒布・ウェブ限定等の商品は対象となりません。また、ご利用いただけない地域・期間・コース等もあります。  
※サービス・特典内容は変更される場合があります。

# セコム安否確認サービス



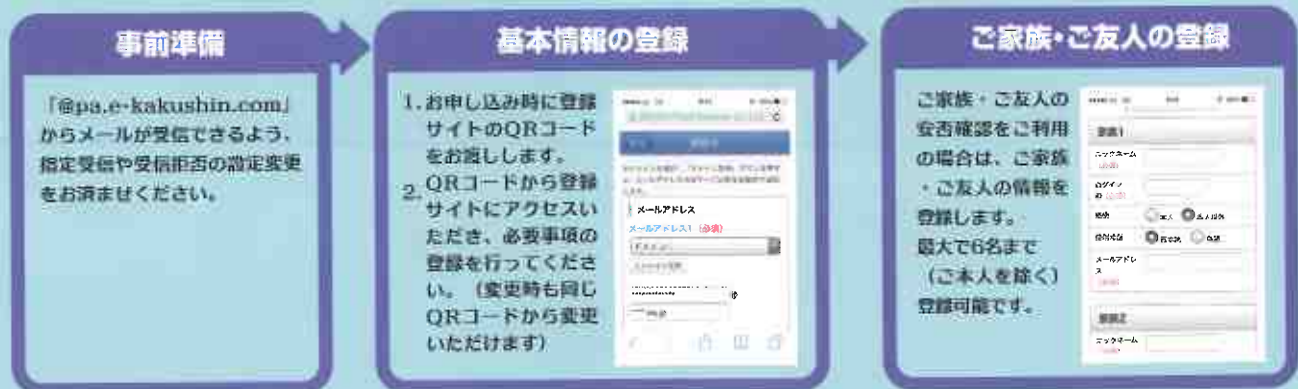
大規模地震や津波などの災害発生時に、安否確認メールを配信します。

→安否確認メールの返信をもとに、入居者様の初期被害情報を収集します。

→安否確認メールの配信先にご家族やご友人を登録することもできます。



## 安否確認サービスの使い方



# スマサポクラブ会員規約

第1章(総則)  
第1条(会員規約)  
このスマサポクラブ会員規約(以下「本規約」といいます。)、は、現在および将来において、株式会社スマサポ(以下「当社」といいます。以下「本規約」が適用されるスマサポクラブ(以下「当該サポート」といいます。))に加入することにより利用できるサービス(以下「本サービス」といいます。))の規約です。本規約は、本サービスをj利用する全ての会員様のものであり、全ての会員様は本規約に同意され、この内容を遵守しなければならぬものとします。

第2条(規約の変更)  
本規約は、会員様と事前に連絡を行うこと及び承諾を得ること無しに、必要に応じて随時、本規約の内容を変更・改正できるものとします。その場合には、本サービスの利用条件は、変更・改正後の規約によりします。

第3条(会員)  
1. 会員とは、当社と当該サポートについて業務委託契約を締結する業主および管理会社等が指定する建物の賃貸借契約を締結し、且つ当該サポートの入金手続きを完了し、当社が加入金を承認した者をいいます。  
2. 会費は加入した時点で、この規約の内容を承諾したものとみなします。

第4条(会費契約の成立)  
当社が加入金を承認した日をもって、当該サポート会員契約が成立するものとします。

第5条(サービス提供の開始)  
当該サポート会員契約成立後、本サービスの提供を開始するものとします。

第6条(協議禁止等)  
当該サポート会員契約成立後に行われた本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡したり、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第7条(契約期間および契約の更新)  
会員契約期間は、当該サポート会員契約成立後から2年間とし、期間満了後は自動更新となり、同一の内容の効力が存続するものとします。

第8条(退会)  
1. 会員様都合による退会は、第3条1項記載の賃貸借契約期間中、やむを得ない事由を除いてはできません。退会申請書の提出を以て退会したものとします。  
2. 当社と当該サポートについて業務委託契約を締結する業主および管理会社等が指定する建物の新規賃貸借契約に伴う前契約の場合は、会員様の住所変更の届出を以て、会員契約は継続するものとします。  
3. 当社と業主および管理会社との間で締結した業務委託契約が終了した場合は、当然に当該サポート会員契約も終了します。

第9条(申込内容の変更)  
1. 会員様は、申込時の内容に変更が生じた場合は、当社に対し、変更事項を直ちに届け出るものとします。  
2. 前項届出があったことで、会員様が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第10条(会員登録の喪失)  
1. 会員様が本規約の各条項に違反した場合は、期間を定めて是正を請求し、この期間内に是正されなかったら、会員登録を喪失します。  
2. 前項に開くなら、会員登録の喪失事由が1つにでも該当する場合は、催告なくして会員登録を喪失します。会員登録が破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の手続を申請し、又は第三者から申し立てられた場合、当社の信用を損なう行為を行った場合、加入申し込みがあった、虚偽の事実、内容が實在にないこと当社において判断した場合、会員登録が、第12条に定める会費を、3ヶ月間滞りした場合、その他会員登録を、会費としておこなうに当たり、著しく不適当であると当社が判断した場合。

第11条(入金金)  
スマサポクラブの加入金は5,000円+税とし、入金時に支払うものとします。退会時には返還されないとします。

第12条(会費)  
1. 会費は、月900円+税とし、当月末まで翌月分を第3条1項記載の賃貸借契約に基づき、当社指定の方法にて、支払うものとします。また支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員様の負担とします。  
2. 月の途中の入会、退会については、月会費の日割り計算による前金および返金はないものとします。

第13条(サービスの停止)  
会員様が会費を支払期限を過ぎても支払われない場合は、本サービスの利用を停止いたします。

第14条(借取保持および個人情報の取扱い)  
当社は、本サービスの提供において、取り扱った個人情報は個人情報およびサービスの利用状況について適正に管理し、厳に秘密を保持するものとします。但し、次の各号に該当するようなサービス提供に必要な範囲内において利用し、第三者に通知する場合があります。本サービスの提供、その他、問い合わせの対応、利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客サポート業務。本サービスの一環として、当社およびグループ企業や他社からのサービスに関するご案内。本サービスや当社サービスの改善等に役立てるための各種アンケートの実施。本サービスの利用状況や利用率等に応じた新たなサービス開発のため。その他、本サービスの提供に必要な業務。会員様から寄せられたご意見、ご要望への対応。

第15条(免責)  
1. 当社はサービスの利用により発生した会員様の損害(他社との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員様の損害(例えば、就業の機会を失ったこと)に、責任を負いません。また、損害賠償請求を一切負わないものとします。  
2. 当社が、状況その他やむを得ない理由により、サービスの提供をお断りする場合があります。

第16条(サービスの内容)  
当該サポートに入会することにより、利用できるサービスの内容については、次の各号に開くのとおりで、各号の詳細については、別途のパフレット及び随時提供のとおりとします。但し、第8条、第10条に規定により会員が会員登録を失った場合は、当該サービスの利用、提供は終了します。セムスの安心届けつけサポート  
出賃サポート  
相談サポート  
借取サポート  
セコム安否確認サービス

第17条(規約の適用)  
本規約について疑問、紛争が生じた際、または本規約に記載のない事項については、会員様と当社の間で協議のうえ、解決するものとします。また訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を合管裁判所とするとして、予め同意するものとします。

第18章(総則)  
第18条(サービス内容)  
電話のトラブル相談及びガス・給湯機のトラブル相談等会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。(1) 悪意・虚言など、精神的な困難に由来する事項(2) 法令や社会通念に反する事項(3) その他、情報の提供が著しく困難と認められる事項

第19条(相談サービス利用料)  
会員は本サービス有効期間内において、前条の電話相談等のサービスを無償で利用することができます。前条の電話相談等のサポートの無償提供後の費用については、会員本人のご負担となります。

第20条(免責)  
相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための手段の一環であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任は一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任を負わないものとします。当社は、相談サービスからの情報に基づき会員又は第三者に発生した損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及び本サービスを利用できなかったことにより会員又は第三者に発生した損害については、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任を負わないものとします。

第21章(サービス内容)  
第21条(サービス内容)  
1. 当社は、次の各号のトラブルが生じたとき会員に対してトラブル解決のための出賃サポートを提供いたします。(1) カギのトラブル(2) 水まわりのトラブル(3) ガラスのトラブル(4) パソコンのトラブル  
2. 出賃サポートの提供は、以下のとおりとします。(1) 初期の出賃サポート対応を「一次対応」といい、60分以内の部品交換を除外し無料のサービスを行います。(2) 部品交換や修繕作業、特別な部品を使用する場合の作業、60分を超える作業、再度訪問を要するような作業の出賃サポート対応を「二次対応」といい、有料のサービスを行います。

第22条(免責)  
1. 出賃サポートに関して、以下の事項に該当する場合又はその他やむを得ない事由若しくは現場の状況によっては、本サービスの提供をお断りする場合があります。(1) 会員本人以外の依頼(2) 災害・火災・地震等に起因する被害(3) 設備の修理にあたっては、関係機関を呼び出すこと(4) 入居当初からの故障・破損トラブル(5) 二次対応業務(6) 出賃サポートとは異なるサポート依頼(7) 対象物件に係る賃貸部分以外(共同利用部分等)に関する本サービスの提供(出賃サポート)は除きます。

第23条(入居時の整備不良(会員の責めに帰すべき事由がある場合を除く。))を対象としたが(ただし、サービス開始日から1ヶ月を過ぎた場合は、この限りでない。)  
2. パソコンの出賃サポートにおいて、当社の作業が原因で、各種メーカーの無償サポートが受けられなくなった場合、会員のデータが消失した場合、当社の責任を負わないものとします。また、当社の作業が原因で、各種メーカーの無償サポートが受けられなくなった場合、会員のデータが消失した場合、当社の責任を負わないものとします。

第24条(入居時の整備不良(会員の責めに帰すべき事由がある場合を除く。))を対象としたが(ただし、サービス開始日から1ヶ月を過ぎた場合は、この限りでない。)  
3. 以下の内容がパソコンの出賃サポートの対応中に判明した場合対応を行わず作業を終了する場合があります。(1) 会員よりサービス対象外の情報の提供を要求された場合(2) 違法行為や不正行為など、違法行為となる作業を要求された場合(3) パソコン及び周辺機器が致命的な不具合により正常に作動しない場合(4) パソコン及び周辺機器に違法な改造がなされている場合(5) パソコン及び周辺機器の修理は、故意又は重大な過失がない限り、出賃サポートに関して、損害賠償等いかなる責任を負わないものとします。

第25章(カギのトラブルサポートにおける免責事項)  
第25条(カギのトラブルサポート)  
1. カギのトラブルサポートに関して、前条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。(1) 車庫の鍵交換を行う場合に、車庫鍵の提示がない場合(2) 鍵交換作業、分断物において、業主、管理会社などに確認が取れない場合(3) 集合住宅のエントランスなど共有部分の作業(4) 特殊なカギの形状の場合(分断作業やキーコピー等を含む)(5) 緊急住所外に設置されている鍵やパイプ等の閉鎖(6) 会員の作成(7) 鍵交換作業の鍵交換作業(8) 鍵交換取付工事  
2. カギのトラブルサポートに関して、当社が会員の緊急対応等の公的機関が発行した取付書や印字明書を確認し、会員の承諾と一致することを確認した上で鍵交換作業を行った場合、鍵交換作業をしたことにより発生した損害、居住者または第三者との間で生じたトラブルについては、すべて会員で解決するものとします。

第26章(ガラスのトラブルサポートにおける免責事項)  
第26条(ガラスのトラブルサポート)  
1. ガラスを外すことが出来ない箇所や商品(2) ガラス除去のみの場合(3) お手持ちのガラス加工や移設

第27章(水まわりのトラブルサポートにおける免責事項)  
第27条(水まわりのトラブルサポート)  
1. 水まわりのトラブルサポートに関して、第5条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。(1) 排水洗浄などの特殊作業が必要と認められる場合(2) 漏水修理、集合住宅の共有部分にあたる箇所のトラブル(3) ガス給湯器のガス部分、シャワーヘッドの電気系統等の対応不能部分

第28章(カギのトラブルサポートにおける補助金)  
第28条(カギのトラブルサポート)  
1. カギのトラブルサポートに関して、依頼を受けた鍵作業者にあたり技術上の困難を理由に会員が有料補給品を利用せざるを得なくなった場合、依頼の条件を満たした場合に限り、会員が実際に負担した補給品料、及び利用宿泊施設への移動費の合計金額のうち最大10,000円までを宿泊補助金として支給いたします。  
2. 前項における宿泊補助金の給付条件は、以下のとおりです。(1) 宿泊補助金の申請は、加入日を基準として年1回となります。(2) 申請にあたっては当社規定の申請書を用い、ご宿泊日から1ヶ月以内(ご宿泊日を含みます)に当社へご提出ください。(3) 申請書提出と同時に、利用された利用宿泊施設の母金、日付入りの領収書、ご宿泊日から1ヶ月以内(ご宿泊日を含みます)に当社へご提出ください。なお、上記の条件

件を満たすほか、宿泊のご利用について当社が合理的な理由に基づいて適切であると判断したことが必要です。  
3. 当社が宿泊補助金給付対象であると判断した際は、当社が申請受理した月の翌月末日まで、会員本人名義の金融機関口座に宿泊補助金をお振込みいたします。

第29章(出賃サポート料金)  
出賃サポートの利用料金は、下表のとおりとします。(税別)

基本出賃料	時間帯		区分		一般		加入者	
	8:00~20:00	20:00~9:00	カギ・水まわり	ガラス	8,000円~	6,000円~	無料	無料
上記以外	9:00~20:00	パワコン	カギ・水まわり	11,000円~	11,000円~	無料	5,000円程度	
		ガラス	パワコン	12,000円~	11,000円~	無料	5,000円程度	
特別休日料金(正月・お盆)	上記以外	ガラス	ガラス	6,000円~	6,000円~	無料	無料	
作業料金(60分以内)	—	—	—	—	実費	無料	—	
作業料金(60分超過)	—	—	—	—	実費	実費	—	
特別作業料金	—	—	—	—	実費	実費	—	
部品代金	—	—	—	—	実費	実費	—	

(注) 作業料金に限り、作業時間が60分を超える場合には二次対応業務として扱い、60分を超えてから10分ごと1,000円(税別)の費用が発生します。

3. 賃貸借入居後免責補償制度  
第30条(補償の概要)  
当社は、会員に対して、次条第1項に定める補償制度責任期間中、会員が加入延に記述した対象物件のうち施設の入居住宅専用部分において住居借入等の被害に遭い、その被害に遭ってから6ヶ月以内に届出する際に、その賠償費用の一部としてお見舞金を給付します。

第31条(用語の定義)  
本規約において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。(1) 補償制度責任期間  
当社が本サービスへの加入を認めた日から第1章第7条における有効期間の終了までをいいます。(2) 入居住宅専用部分  
会員が本サービスにおいて登録した対象物件のうち、内便から完全に分離することができ、実際に会員が居住の用に供している部分をいいます。なお、外廊から隔離なしに出入りできるベランダ等、テラス等は除きます。(3) 住居借入等の被害  
借入金証書及びストーカー被害をいいます。(4) 借入金証書  
貸取中の入居住宅専用部分に第三者が借入したことによって生じた盗取、毀損又は汚損等の被害をいいます。(5) ストーカー被害  
会員がストーカー行為等の被害に関する法律(平成12年法律第81号)第二条第一項の「つきまとい等の被害を受け、警察に相談して被害を求めの申し立てをした場合で、警察署長等による警告が発令された場合若しくは告訴を行って受理された場合の被害をいいます。(6) お見舞金  
当社と業務提携する不動産賃貸業者を仲介者として、再度賃貸借契約を締結することにより生じた賠償にかかる費用の一部負担金は当社が取り扱うセキュリティ商品の購入にかかる費用の一部負担金をいいます。

第32条(お見舞金をお支払いできない場合)  
次の各号のいずれかに事由に該当する場合は、補償制度責任期間であっても、お見舞金を付いたしません。(1) 会員の故意又は重大過失(2) 会員及びご家族の飲酒、喫煙、同居人又は住所内が自らなら、又は加害した行為(3) 会員からご提供いただく情報等に不実の記載がある場合(4) 会員が被害にあつた日から3年を経過した後に、当社に対してしたお見舞金の請求(5) 会員の犯罪行為、賭博行為及びこれらに起因する被害(6) 会員の持病又は慢性と見られる場合(7) 会員又は会員の親族以外の者が入居住宅専用部分にて住宅中の住居借入等の被害(8) 被害に際して警察への届出がない場合(9) 借入金証書以外の届出がない場合(10) 借入金証書専用部分において、補償制度責任期間中2回以上連続して住居借入又はストーカー被害(11) 借入金証書が未達であった場合(12) 客室の借取や入居住宅専用部分に第三者が借入したと判断できない又は判断が困難な場合(13) 施設先が喫煙や知人等の場合(14) ストーカー被害がストーカー行為等の規制に関する法律での「つきまとい等」、行為に該当しないことにより警察署長等による警告が発令されない場合若しくは告訴がない場合

第33条(お見舞金請求の受付)  
1. お見舞金の請求は、本規約に別添の定めのない限り、補償制度責任期間中に会員本人が行うものとします。会員は、お見舞金を請求する場合、第3条に定める必要な書類を添えて行うものとします。  
2. 当社は、お見舞金請求の受付後、お見舞金の支払いの審査を行います。当社がお見舞金の支給が認めないとした場合、お見舞金の返金は発生しません。またお見舞金の返金は発生しません。  
3. お見舞金の請求を行うときには、以下の書類を提出するものとします。(1) 住所・氏名・電話番号・性別・被害の発生日付と状況を確認したお見舞金依頼書(2) 警察への届出の受理証明書もしくは受理番号が分かるもの(3) ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を実施した証明書(4) 当社の定める被害報告書(5) 被害者の被害報告書(写)(6) その他関係写真等当社が別途必要と認める書類

第34条(お見舞金の支払)  
1. 当社は、警察の届出、会員の申請した被害がお見舞金の支給対象と判断したときは、再入居の費用の一部として10,000円をお見舞金としてお見舞金を給付します。  
2. 金は、お見舞金を再入居費用として使用せず、10,000円を上乗せして当社が取り扱うセキュリティ商品の購入費用に充当することができます。  
3. 会員が住居借入等の被害に遭った後、そのままだらに被害を求めたことができず一旦契約を解除した場合でも、6ヶ月以内に再度当社が業務提携した不動産賃貸業者を仲介者とした物件に入居される場合には、お見舞金の支給対象となります。  
4. お見舞金の支払は、補償制度責任期間内に1回を終了します。

平成28年8月1日制定



---

●お取り扱い店印